

千葉市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月7日

千葉市長 熊谷俊人

千葉県規則第66号

千葉県国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則
で定める日を定める規則の一部を改正する規則

千葉県国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則（令和2年千葉県規則第48号）の一部を次のように改正する。

「令和2年12月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。